

【各論】

『武家諫懲記』『武家勸懲記』

『土芥寇讎記』『諫懲後正』諸本の比較

——史料の位置づけを考える基礎的作業として——

矢森小映子

はじめに

第三班では、『土芥寇讎記』『諫懲後正』の位置づけを考えるため、共同作業として、両者を比較する表を作成した。さらに第二回報告においては、『武家勸懲記』も検討対象に加え、比較を試みている。その結果、これまで前提として考えていた『土芥寇讎記』↓『諫懲後正』という流れに疑問が生じた。また、『武家勸懲記』が起点ではなく、『武家勸懲記』が参照したと考えられる『武家諫懲記』との比較、さらに一書のみでなく写本同士の比較作業が必要であることがわかった。

そこで本稿では、新たに提供された『武家諫懲記』一、『武家勸懲記』二を加え、『武家諫懲記』（以下『諫懲』）二、『武家勸懲記』（以下『勸懲』）三、『土芥寇讎記』（以下『土芥』）一、『諫懲後正』（以下『後正』）一の徹底比較作業を行いたい。基礎作業ではあるが、今後これらの史料を使用する上で、各史料の性格を明らかにし、その位置づけを行うことは不可欠であり、この比較作業がその手がかりになると考えている。

今回対象とするのは、『土芥』↓『後正』で比較した際、評価が（悪↓悪）のまま、或いは（良・普↓悪）へと低下している大名とした。班の表をみてもわかるように、『後正』は『土芥』に比べて「悪」評価が非常に少ない。その中であえて「悪」と評価された大

名の記述の変遷を通じて、各史料の性格を考えていきたい。

班の比較表で確認したところ、（悪↓悪）の大名は7名（松平定重・水野忠直・小笠原貞信・増山正弥・市橋政信・久留島通清・松平忠充）、（普・良↓悪）の大名は2名（土井利忠・加藤明英）である。ただし前述の通り、本稿の目的は検討対象とする全史料記事の徹底比較である。成立年代に幅があるため、本人だけでなく先代の父の記事となっている場合も、念のため確認し、検討の対象とする。だが、父・本人を含めて全書に記載されていない大名（土井利忠・増山正弥）は、本稿の作業には適さないため今回の作業の対象からははずしたい。よって、（悪↓悪）6名、（良↓悪）1名の、計7名の大名をとりあげることとする。

今回の作業にあたり、新たに表を作成した【表①】。適宜表をご参照いただきたい。以下、表の見方について説明しておく。

まず大名の配列順であるが、（悪↓悪）、（良↓悪）の順であり、その中で『土芥』の番号順に並べてある。

〔書名〕の各史料のうち、今回新たに加わった史料の所蔵先を明記すると、『武家諫懲記』①は刈谷市立図書館村上文庫所蔵、『武家諫懲記』②は加賀市立図書館聖藩文庫所蔵、『武家勸懲記』①は国立公文書館内閣文庫所蔵、『武家勸懲記』②は刈谷市立図書館村上文庫所蔵、『武家勸懲記』③は盛岡市中央公民館所蔵である。なお、史料の番号は便宜上のものであり、成立時期等には関係ない。

藩名・石高等については省略したので、必要に応じて班の表をご確認いただきたい。以下の欄の見方は、班の比較表と同様である。また、基本的に本文については、大名個人に対する記述から抜粋しているが、「政道・国家」については、必要に応じて本文の「居所」説明の部分から抜粋した。その場合は（ ）に入れている。

1. 松平越中守源定重（悪↓悪・伊勢国桑名藩）

まず表をみて気がつくのは、『諫懲』①と『勸懲』①②の本文・評の内容の一致である。たとえば本文の「生得・行跡」については、

多少の表現の違いはあるが、「和歌ヲ詠詠」「利根發明ナル事甚過タリ」「美兒愛」が共通している。評においても、「利根發明過」ことを悪評価の理由としている点、和歌を「武士ニハ無用」としつつ「偏ニ可捨義ニモ非ズ」と許容している点、「大(太)公曰」という引用などが一致しており、『諫忍』①から『勸懲』①②への流れが確認される。

一方、『諫忍』②は『諫忍』①と異なる評価を示している。特に異なるのは、「大公曰」の引用がない点、そして和歌を「国家ヲ政ノ却而邪魔」と徹底的に批判している点である。『諫忍』の①と②は別系統の史料であることがわかる。

また『勸懲』③は、本文の「生得・行跡」について「生得發明ニ行跡過ツ事ナシ」という新たな一文が入る。このため、評価においても、文武両道でないことを不足としつつも「誉レ有人」という好評価となっている。ただし和歌の評価については、『諫忍』①と同じ論理が用いられている。

これらの史料に比べ、『土芥』は本文・評とも情報量が大幅に増えている。特に中心となっているのは、政道についての記述である。本文においても「士卒哀憐ノ心ナク」と言及され、評においては定重の「仁心」「主将ノ士ヲ愛ス」心の欠如が専ら批判される。その政道は、①「猿楽ニ相雜リ、太鼓・鼓等ヲ可打」という下知を拒否したという「小過」で家士を切腹させたこと、②自分所用の指物の使用が叶わず、暇を願った中根平馬の「勇士ノ志」を悪み、無吟味で「奉公構、暇ヲ出」したこと、③酒に酔い「町人ドモ打伏」た定重の家人が「沙汰ナシニ成」といった、「親疎ニ依テ、大科モ被宥、小過モ被誅」事例によって説明される。これらの事例は、これまでの史料に比べ、非常に具体的・詳細に記述されており、『土芥』の筆者が藩の内情にかなり立ち入った情報を収集していることがわかる。さらに『土芥』においては、「武学」はなく「武勇」を好むと、武の内容を区別してとらえている点も特徴として挙げるができる。

だが、これらの『土芥』の政道情報は、『後正』には反映されていない。

『後正』は『諫忍』①からの系統にあると考えられ、「利根發明」に関する本文・評や、「大公曰」の引用も記載されている。だが、本文の「生得・行跡」については、「生得短慮」「酒狂ノ上ニテ少々不宜ノ行跡」といった新たな項目が追加される。和歌の評価も変化しているが、これは本文にも示されているような、「不義不行跡」を受けた変化であると言えよう。評の変化として、主定重とともに家臣が批判されている点も注目される。定重が「縦へ旧臣等ニ佞奸アルトモ其利ヲ糺シ政道正順タランニ其臣争カ可背」と批判されるとともに、家臣も「只主君ノ悪ヲ好ム所有ハ身命ヲ輕シ諫懲シテ善道ニ至ラシメ世ノ批判ナキニ執行フヲ以臣トヤ云ン」とされ、「君ハ君臣ハ臣ト離心有テ国家治リ難シ」と戒められる。評価の着眼点が、主だけでなく家臣にも広がっているのである。

実際、定重は宝永7年(1710)に、失政の故を以て越後国高田へ移封となる。郡代野村増右衛門を死罪にした野村事件が原因だった。野村増右衛門は、定重在任期、度重なる災害復旧や幾多の事業の完成に実力を発揮してきた。八石三人扶持という微禄の身分から七五〇石取の郡代にまで異例の出世を遂げ、その勢は譜代家老を凌ぐまでに至ったという。野村事件に関する藩の記録は後年ことごとく焼却されたため、その詳細は不明であるが、旧来の家臣の妬みとその背景にあり、罪名の殆どが冤罪であったとされる。わずかに会計に関する些細な罪のみで、一族44人をはじめ、関係する藩士その他凡て370人(一説に570人)が死刑あるいは追放、罷免に処せられたのである⁽¹⁾。

増右衛門が「偉蹟」と称えられる復興事業を成し遂げた元禄14年の大火と『後正』の成立時期は重なっている。野村事件のおこりうる危うさが、主定重・家臣の間に既にみえていたのだろうか。これについては、当時の藩政の状況や定重・家臣の関係から慎重に検討する必要があるため、後日の課題としたい。

《小括》

史料の関係についてまとめると、『諫忍』①②は別系統であり、『勸

懲』①②と③も内容が一部異なっている。さらに『諫忍』①↓『勸懲』①②の系統の上に『後正』はあるが、新たに情報を収集し、評価もやり直している。『土芥』は『諫忍』①↓『勸懲』①②と重なる点はあるが、政道の情報量が大幅に増えている。そしてその政道情報は『後正』に全く反映されていない。つまり、『土芥』と『後正』は別系統の史料として考えられるのではないだろうか。

2. 水野隼人正源忠直(悪↓悪…信濃国松本藩)

『寛政重修諸家譜』によれば、水野忠直は寛文8年(1668)8月21日に藩主となるため、両『諫忍』においては父忠胤の記事となっている。

忠胤の記事は、『諫忍』の①と②で大きく異なる。①の本文では「智勇有」とされるが、評では「智仁勇之徳ニ有ベカラズ」と「仁」の欠如が指摘され、「民ノ貪」と併せて批判される。これに対し②は、まず本文の「生得・行跡」においては「勇将」「有智仁」と智仁勇の全てが認められ、政道も「民ヲ不貪憐有」と反対の評価である。ただし評においては、「忠胤ノ行不学トコロヲサシテ不可」とし、「学」の必要性を強調している。以上の相違から、『諫忍』①②は別系統にあると考えられる。

次に、『勸懲』以降の忠直の記述をみていこう。『勸懲』①②③とも、本文・評の内容はほぼ一致している。注意したいのは、本文が全て「短慮ニシテ怒リヲ現スト云云」で終わっている点である。繰り返すが、『諫忍』は父忠胤の記述であり、本文の内容も忠直とは全く異なる。『勸懲』を写本する過程での省略か、『諫忍』以後に書かれた別の大名評判記を参照した際の省略であるかは不明だが、これらの『勸懲』が参照した史料が別にあることは間違いない。これを明らかにするには、『勸懲』のその他の写本との比較が課題となるだろう。一方評価の部分は、文武不学を以て「是智仁ノ勇ニアラズ、血氣ノ勇」と批判し、「サレバコソ短慮ニシテ怒リヲ現ス」とする点は三書とも一致している。この「智仁勇」の三点は、『諫忍』①の父

忠胤の評の影響を受けている可能性も考えられる。

『土芥』では、本文内容は『勸懲』と前半重なる点もあるが、「仁愛ノ心ナク」と続き、祖父忠清の話も踏まえて「哀憐ノ心ナキ」政道の様子が述べられている。また「武」と「武芸」を区別して論じている点も特徴として挙げられる。評においては、前半は『勸懲』と一致しているが、『論語』の引用や武田勝頼・源義経などの事例が挙げられている。

では、『勸懲』の本文において「云云」と省略されたのは、『土芥』の「仁愛ノ心ナク」以下の政道の部分だったのだろうか。前半の文章が重なることから、政道に関する内容であった可能性は高いが、『土芥』の記述がそのまま入ったかはまだ断定はできない。たとえば『土芥』においては、「家民共ニ安堵ノ思ヒナシ」ことが強調され、武田勝頼の例についても「民ニ辛ク当レバ、疎悪テ、自然ノ事アルトキハ百姓必一揆ヲ起」と述べている。実は『勸懲』成立後の貞享3年(1686)、忠直治世下の松本において、藩の過酷な収奪に反発した、貞享(加助)騒動と呼ばれる百姓一揆が起こっている²⁾。悪政批判とそれに伴う百姓一揆の警告は、貞享騒動を受けた『土芥』の筆者が独自に書き加えたものとも考えられる。「云云」部分の特定については、慎重な検討が必要である。

最後に『後正』においては、本文・評とも「云云」部分も含めてほぼ『勸懲』と同内容に戻っている。『土芥』の政道等に関する記述はほとんど反映されていない。

《小括》

父忠胤を記述した『諫忍』は①②で別系統であり、そのうち①の評が『勸懲』①②③の忠直評価に影響を与えていた可能性が考えられる。ただし全ての『勸懲』において、本文の同箇所「云云」を用いていることから、『勸懲』が参照していた別書が存在が浮かび上がってくる。それが『勸懲』の原本か、『諫忍』後に成立した別書であるかは、さらに検討が必要となる。『土芥』はこの『勸懲』をふまえて、新たに政道についての記述が加わるが、これが『勸懲』

の「云云」に対応するのか、或いは当時の最新情報をもとに加筆した部分であるかは、さらに慎重な検討が課題となる。『後正』の記事は「云云」も含めて『勸懲』とほぼ一致し、『土芥』の政道等に関する記述はほとんど反映されていないことから、『勸懲』↓『土芥』とはまた別系統の〈『勸懲』↓『後正』〉ラインがあったことがわかる。いずれにせよ、『勸懲』の「云云」部分が鍵となっており、『勸懲』写本間のさらなる比較の必要性が明らかになった。

3. 小笠原土佐守源貞信(悪↓悪・美濃国高洲藩↓越前国勝山藩)

『諫忍』①②はほぼ同内容である。本文においては、文武を「不好」とし、「生得・行跡」については「平生遊楽」・「衣食ノ美ヲ好」・「美女ヲ愛」の三点が並び、「政道」については「邪曲ニシテ民ヲ貪ル」とされる。評において、これらの不行跡の理由は「元来道ニ不達故」とされ、人民を貪る政道は「アサマシ」と批判される。

『勸懲』①②③も『諫忍』とほぼ一致しているが、本文は「美兒小女ヲ愛セリト云々」で終わっている。おそらくこの「云々」は、『諫忍』の「邪曲ニシテ民ヲ貪ル」が対応していると考えられるが、何故省略されたかは不明である。また評における「元来道ニ不達」という理由は同じだが、「改メラルヘキモノ」とまとめている点が異なっている。

一方、『土芥』の記述は大きく変化する。まず本文における「生得・行跡」は前半重なる部分もあるが、「政道」について「家民ノ不義ヲバ咎メ稠シク政道」といった記述が加わる。この部分が『勸懲』の「云々」である可能性は低い。なぜなら『土芥』の評は「吾ハ悪ニシテ家民ノ不善ヲバ咎メテ稠シク沙汰」という、『勸懲』とは異なる、『土芥』の本文に基づいた基準から評価されているためである。やはり『勸懲』の「云々」は、『諫忍』の「邪曲ニシテ民ヲ貪ル」であろう。評において『文選』『小学』など様々な引用が用いられているのも、『土芥』の特徴である。

『後正』においては、「云々」部分も含めて『勸懲』とほぼ同内容

となっている。

《小括》

小笠原貞信については〈『諫忍』↓『勸懲』↓『後正』〉という流れがあり、この系統を踏まえつつも、やや別のラインに『土芥』が存在しているといえよう。

4. 市橋下総守藤原政信(悪↓悪・近江国仁正寺藩)

『諫忍』の①と②のちがいは、①のみ「馬ヲ好」という記述がある点、①の「奸曲ナラザレドモ才智少シ」が②においては「少無才ノ様ニ見ルト申人有」となっている点の、二点である。①②とも評はなく、本文の「生得スナヲ」「寛淳(々々)」「美女ヲ愛」「遊楽」といった記述や、本文の名が父の「長政」と誤っている点も一致している。

『勸懲』の①②③は全く同内容である。『諫忍』と比較すると、評がない点は共通している。さらに「生得スナヲ」「奸曲ナシ」という『諫忍』①の事項が受け継がれ、「行跡悪儀ナラズ」という記述が追加されている。また「美女ヲ愛」「遊楽」については、「少々美女ヲ愛シ或ハ舞楽ヲ好ミ見物ヲスクトイエ共敢テ偏愛ト云ニハアラズ」という表現に変化している。

一方『土芥』の本文の記述は、『勸懲』と前半重なるが、新たに付け加えられた事項も多い。文武について「沙汰ナシ」としているのは、『勸懲』において記述がないことを受けたものである。ただし「文」については「歌道」の話が追加されているため、評において「和歌ヲ好トキハ敢テ無学トハ云難シ」と認められている。「生得・行跡」については、「奸曲ナシ」「行跡悪儀ナラズ」の記述はないが、他はほぼ一致している。また「政道」については「嗜ム」という記述が加わる。評価においては、和歌によって「文」が無学ではないことが認められたため、「武ナキ将ヲバ器欠ケタリ」と武の欠如が主に批判されている。美女愛と舞楽好みについては、「偏愛ナシ」のため「苦シカルマジ」と許容される。

『後正』の本文は『勸懲』の内容とほとんど一致し、評は『土芥』より厳しくなっている。評価が厳しくなった理由としては、『土芥』の和歌の話が反映されていないため、「文武ノ学ビナキ」という評価に低下してしまったことが考えられる。また、本文において「美女ヲ愛シ或ハ舞樂ヲ好ミ見物ヲスクト云云」として、「敢テ偏愛ト云ニハアラズ」という部分が省略されている。これにより、評では「所行宜シカルマシ」と批判されているが、「此將偏愛ト云ニハ非ズト也」という一文も入っていることから、「云云」の内容について筆者は把握していたものと思われる。

《小括》

『諫忍』①②の内容は一部相違がみられ、『勸懲』①③は『諫忍』①の記述をふまえて書かれたと考えられる。さらに、この系統を踏まえつつ新たな情報が追加されたのが『土芥』である。『後正』の本文は『勸懲』とほぼ一致しているが、『土芥』の評価とは異なっており、『土芥』『後正』は別系統にあつた可能性がある。ここでも『諫忍』①↓『勸懲』↓『土芥』『諫忍』①↓『勸懲』↓『後正』という二つの流れをみるができる。

5. 久留島信濃守越智通清（悪↓悪・豊後国森藩）

『諫忍』①②は本文のみであり、内容はほぼ同じであるが、異なる点もある。第一に、①のみ「馬ヲスキ」という事項がある点、第二に①の「行跡悠」の記述が、②では「生得直ニシテ悠寛」となっている点である。第三に、②のみ政道について「家民ノ仕置等ヨシ」という記述があるが、これは①本文の「居所」の説明における「家民ノ仕置ヨシ」という記述に対応していると考えられるため、内容的には同じであるといえよう。

『勸懲』は①③まで一致しており、『諫忍』①と同内容となっている。評価がない点も共通している。

『土芥』の本文は、『勸懲』から大きく変化し、専ら悪い記述が増加している。まず、「生得・行跡」については、「行跡ニ悪行ハナシ」

としつつも、「心倭之心有」「美女愛」「遊樂好」といった点が指摘される。「政道」については「油口ニテ家人ヲ誑」点が指摘され、「居所」の説明においても「家民之仕置不宣」と悪評価に転じているのである。この結果、筆者の評も悪評価となるが、特に「油口ニテ家人ヲ誑」点が、主将としての「信」「誠」がないと、『莊子』を引用して強調されている。また、美女に費やす金銀を「少シ家民ニ施サバ譽ノ善將タルベシ」としているのである。

一方『後正』の本文は、文武に関する記述と「行跡悠」という記述は『勸懲』と一致するが、「生得・行跡」については、「祈禱」や「遊樂」の話が追加されている。ただし、『土芥』における政道の話は反映されていない。

興味深いのは、『土芥』と同じ悪評価でありながら、その内容が異なっていることである。『土芥』においては「信ナキハ主将第一之疵也」とされているように、藩主と家人の間の「信」が重視されており、浪費を不可とするのも「家民ニ施」を求めたためだった。つまり、視点は「家民」にあると言える。一方『後正』においてまず批判されるのは「祈念祈禱」であり、「政道宜シキニ於テ」は必要ないとされている。また、浪費を批判されている点は同じだが、その理由は異なる。『後正』においては「万一公用重キ時ハ何ヲ以テ勤メラルヘシ」「当時御静謐ナレハトテ武ノ家ニ生レ乱ヲ忘レ軍ヲ思ハサル事将ノ道ニ非ス」という理由で、浪費が批判されている。「手前スリ切軍役ノ覚悟モナクテハ人主ノ心得トハ云難シ」という一文が示すように、「公用」「軍役」といった幕府との関係が視野に入ってくるのである。つまり、『土芥』『後正』は、同じ悪評価であっても評価基準が全く異なっていることになる。

行跡や政道に関する本文内容の違いも含め、『土芥』と『後正』はやはり関係性が薄いとみるべきであろう。にもかかわらず、両者が本文・評価とも悪に転じている点は興味深い。延宝3年の『勸懲』以後、政道・行跡の悪化が当時一般に認識されうるものだったというところだろうか。今回確認した限り、通清の政道・行跡の悪化を示

す史料・文献を見ることはできなかった³⁾。今後さらに調査していきたい。

なお『寛政重修諸家譜』によれば、通清は元禄13年9月29日に死去している。『後正』は元禄14年に成立したとされているが、少なくとも通清の記事については元禄13年9月29日以前の情報に基づいて書かれたものであることを付け加えておく。

《小括》

『諫忍』①②は本文内容に一部相違がみられ、『諫忍』①と『勸懲』①③は同内容であることから、『諫忍』①↓『勸懲』の流れが確認できる。『土芥』は情報量が非常に増え、本文の大半が『勸懲』と異なっている。『後正』も情報量はかなり増えているが、『土芥』の内容とは異なる。また、『勸懲』と重なる記述も含まれていることから、『諫忍』①↓『勸懲』↓『後正』の系統が考えられる。通清の記述においては、『土芥』に至る流れはみられない。

6. 松平佐渡守源忠充(悪↓悪・伊勢国長島藩)

『寛政重修諸家譜』によれば、松平忠充は貞享2年(1685)10月7日に藩主となつてゐるため、『諫忍』『勸懲』においては父良尚の記述となつてゐる。まずは良尚の記事からみていこう。

『諫忍』①②は本文のみだが、「生得・行跡」について、①の「美少年ヲ愛」が②にはなく、代わりに「直」という言葉が出てくる点が異なつてゐる。

『勸懲』の①③はほぼ同内容であり、『諫忍』①に抛りつつ、「生得・行跡」に「心意悠然」「不忿」という事項が追加されている。

『土芥』からは忠充の記述となり、当然本文の内容も『勸懲』とは異なる。『土芥』において特に強調されているのは、「身上恰合ニ過、家人之仕ヒ様、位高過テ、士卒迷惑」するという、「行義強」「人使ヒ不宜」振舞いである。評においても、具体的な実例を挙げ、「不知分限」「奢」より生じたものであると批判している。一方、「女色」「美少年」愛も「難アル」とはされるが、前述されているため特に

評はない。また、本文で父良尚について「女色」「美少年」愛はあるが、「心意悠然」「行跡寛淳」「人使ヨカリシ」であつたとされているのは、『勸懲』の良尚記事を受けたものと考えられる。

『後正』も忠充の記事ではあるが、本文から変化が見られる。まず『土芥』において批判の対象となつてゐた政道については、「家人ノ仕置等穩」と好評価に転じてゐる。ただし、代わつて問題となつてゐるのが「女色」である。その背景には、「子息石見守蟄居モ元来女色ヨリ起テ大切ノ賢息ヲ捨ラレヌ」という事件があり、このために「一ツ二ツヨキ事アリト云共センナキ事ナリ」という厳しい評価につながつてゐるのである。

この忠章については、『寛政重修諸家譜』に「元禄元年石見守にあつたむ。そののちやまひによりて嫡を辞し、後父と不和なるにより、舅松平紀伊守信應が領知丹波国笹山に住し、享保二十年八月二十八日死す。」と記されているが、その詳細は明らかではない。『後正』の「嫡子」の項目の忠章の説明には「已三十三在所蟄居」とあるため、嫡を辞す前に在所蟄居となつてゐたと考えられる。その蟄居時期を示した文献は今回確認できなかったが、『土芥』にその事件が記載されていないことから、『土芥』の元禄3年以降の事件であつたと考えられる。

忠章蟄居という情報が加わり、同じ悪評価でありながら『土芥』と『後正』の本文・評は全く異なつてゐるのである。なお、忠充はこの後元禄15年8月21日、乱心のため領知を没収されてゐる⁶⁾。

《小括》

『諫忍』『勸懲』はともに父良尚の記事だが、『諫忍』①と『勸懲』①③がほぼ一致しているのに対し、『諫忍』②は内容の相違から別系統にあると考えられる。

『土芥』『後正』はともに忠充の記事であり、悪評価という点でも一致しているが、本文・評とも全く異なつており、やはり別系統の書であると考えられる。『勸懲』との関係については、『土芥』は父良尚の記事が引用されてゐることから、『勸懲』を参照して書いてい

ることがわかる。『後正』については、良尚の記事がないため『勸懲』との関係は見えにくい。

7. 加藤佐渡守藤原明英(良↓悪)近江国水口藩↓下野国壬生藩)

加藤明英は、『寛政重修諸家譜』によれば貞享1年(1684)2月12日に藩主となるため、『諫忍』『勸懲』においては父明友の記述となっている。

『諫忍』①と②は本文のみだが、その内容は異なる。①は文武について「文道武略ヲマナビ」とし、「生得・行跡」については「礼儀ヲ正」「行跡寛々」「誠ニ誉レノ将」という三点が示される。「政道」については、「奢事ナクノ家民ヲアワレミ」となっている。一方②においては、文武は「文武両道」とされ、「生得・行跡」は「行跡柔和」「徳實」「憐愍」「直」「寛々」「有威」といった表現となり、「政道」も「或下ヲ愛シ或上ヲ敬礼法ヲ不乱」という内容になっている。

『勸懲』の①②③は『諫忍』①とほぼ同内容であるが、「生得・行跡」について「謙讓ヲ守」という事項が追加されている点、父明成の非義を記した点が異なっている。

『土芥』『後正』は明英の記事となるが、実は『土芥』↓『後正』で評価が(良↓悪)に下がっている大名はこの1名のみである。非常に稀な事例だが、その評価低下の理由は何だろうか。

まず『土芥』の本文を見て気がつくのは、『勸懲』の明友についての本文とほぼ一致しているという点である。異なるのは、「生得・行跡」について「才智理辨」が追加されている点、さらに「政道」については、字の形が非常によく似ており、写し間違いである可能性も十分に考えられるのではないだろうか。また『土芥』においては、明友について「隠ナキ学者」としているが、この表現は『勸懲』にはないため、その典拠は別にあると考えられる。『土芥』と『勸懲』の関係性については後述することとし、先に『後正』の記事を検討したい。

『後正』における明友記事は『勸懲』と一致し、新たに「老後」について書き加えられている。明友の記述にあたっては、『勸懲』を参照したことがうかがえる。一方明英の本文は、『土芥』とは異なっている。第一に「文武ヲ学」という記事は、「文道ヲ学ハルルノ沙汰ナク武法ヲ学」に変わり、文道の欠如が指摘される。第二に「生得・行跡」についても、「行跡正」「生得発明過タリ」「所行少々不宜」となるが、注意したいのは、ここで「云云」という省略が用いられている点である。写本過程で省略したか、そもそも『後正』の筆者が明英の記事を書くにあたって参照すべき書が別にあつたか、二つの可能性が考えられる。まずは『後正』の諸本との比較が必要となるが、これについては今後の課題としたい。第三に「政道」についても「家国ノ政道順」という表現に変わっている。

さらに評も『土芥』と異なり悪評価となるが、その理由は以下のように示される。まず、文道の不足は「殊ニ今社職ヲ司リ天下ノ神社寺院ノ沙汰ヲ執行ハル事大方ニテハ叶ヒ難」ことである。次に「所行少々不宜」(これは、家士が他家に仕えることに構う事例が挙げられる)ことは、「殊ニ天下ノ大役ニ坐シテハ只大方ニテハ叶ヒ難シ」という理由である。つまり、『後正』においては、寺社奉行・若年寄であることから「大方ニテハ叶ヒ難シ」という厳しい評価が下されているのである。

だが実際、明英の寺社奉行就任期間は元禄2年8月3日から元禄3年10月21日、若年寄就任は元禄3年10月21日から正徳1年である。『土芥』は元禄3年成立であるから、『土芥』の時点で少なくとも寺社奉行には就任しているはずだが、それを理由とした評価はみられない。これは単に筆者の評価基準の違いなのだろうか。

ここで前述の『土芥』と『勸懲』の比較考察から、以下の仮説が考えられる。すなわち、『土芥』の筆者は明英の記述にあたり、故意か偶然のミスか、『勸懲』の父明友についての本文記事を引用し、それに基ついて「良将」という評価を下した。一方『後正』においては、『勸懲』の記事はそのまま明友の記事として引用され、明英につ

いては新たに情報を収集し、評価を下したのではないか。もちろん『土芥』における取り違えの理由が不明であるため、まだ断言することはできないが、『土芥』の記事に何らかの『勸懲』の影響があることは言えるのではないだろうか。

《小括》

『諫忍』『勸懲』は父明友の記述である。『諫忍』①②は内容が異なっており、『勸懲』①②③は『諫忍』①の記事とほぼ一致する。『土芥』は明英の記事だが、本文は『勸懲』の明友記事とほぼ同内容である。その理由は不明だが、『土芥』と『勸懲』の何らかの関連性は指摘できるだろう。一方『後正』では、父明友の記事として『勸懲』記事が引用されており、その関係性がうかがえる。ただし、『後正』における「云云」で何が省略されたのか、そしてそれは何に拠るものだったのか、『後正』が『勸懲』以外に参照した第三書の可能性も念頭において、写本同士の比較から典拠を明らかにしていくことが今後の課題であろう。

おわりに

以上の比較作業を通じて明らかになった、各書の位置づけをまとめておきたい。

『諫忍』は①②で別系統の書である可能性が高い。そして『諫忍』①の記述内容と『勸懲』①②の一致が多ことから、『諫忍』①↓『勸懲』①②という流れがみえてくる。『勸懲』③も『諫忍』①と一致する点が多いが、松平定重の事例のように、本文が異なる場合もあるため、やや系統の異なる書である可能性も考えておく必要があるだろう。ただし、水野忠直の事例のように、『諫忍』が父忠胤の記事であるにもかかわらず、『勸懲』で「云云」という省略が用いられている場合もある。これにより、『勸懲』が参照した書は『諫忍』のみではない可能性がみえてきた。写本同士の比較が今後の課題となろう。

『土芥』は『勸懲』①②の内容と一致するものも多く、典拠とし

た可能性は高いが、追加の情報量が非常に多い。特に、本文においては政道関係に必ず言及していること、藩の内情にかなり立ち入った具体的・詳細な事例が挙げられていることが特徴である。また他書と比較して、文武の内容の区別に注意している点、評価にあたり引用が多い点も特徴といえる。

『後正』は『勸懲』①②と本文・評が一致しているものが多い。『諫忍後正』という書名からも、その関係性は明らかであるが、全く同じではなく情報が追加されている場合もある。『勸懲』との違いとしては、必ず筆者の評を示している点が挙げられる。さらに、加藤明英の場合、『勸懲』が父明友の記事であるにもかかわらず『後正』で「云云」という省略が用いられている。こちらも、『後正』が参照した書が『勸懲』以外に存在する可能性をふまえて、写本同士の比較が必要となるだろう。

一方、『土芥』と『後正』の関係性はほとんどみえてこない。両書に一致するのは、主に『勸懲』①②からの引用部分であり、『土芥』に記載された詳細な政道情報が『後正』に全く反映されていないことから、『土芥』と『後正』は別系統の書であると言えるのではないかと。『後正』の筆者が『土芥』を参照した可能性は低いと言えよう。以上の各書の間関係をまとめたのが、【図①】である。

不十分ではあるが以上の比較・位置づけから、各書の性格を考えてみたい。

まず『諫忍』『勸懲』は、その内容の一致から共通した性格の書であると考えられる。非常に簡潔であり、評価のない大名も多い。必ずしも大名の評価が目的ではなかったのではないかと。様々な系統の写本が流布していたこともふまえ、それぞれの写本の比較を通じてさらに性格を検討していく必要があるだろう。

一方『土芥』は、藩の内情に立ち入った具体的・詳細な情報が多いため、筆者がこれらの情報を知りうる立場にあったことがわかる。他書の筆者とは異なる立場の筆者像が浮かび上がってくる。評価も他書に比べて良か悪かが明確であり、評価が重要な目的であ

った可能性が高い。また、今回は深く掘り下げることができなかつたが、文武の内容の区別、政道への言及の重視なども他書にはない特徴であり、本書の性格を考える手がかりとなるのではないだろうか。

『後正』も『勸懲』に抛りつつも筆者の評価を必ず付している。だがその評価基準は『土芥』と異なることが多く、「悪」と断定される大名もほとんどいない。『土芥』から悪評価に転じた大名は加藤明英のみであり、これも『土芥』の筆者が父朋友と取り違えた可能性が高いことは前述の通りである。班の比較表をみてもわかるように、多くの大名の評価が「良」「普」であり、良悪で評価されていない大名も存在する。これは、『後正』の目的が、大名の「良」「悪」を明確に区別する点にはなかったことを意味しているのではないか。つまり、その性格は『諫忍』『勸懲』に近く、『土芥』とは異なるということになる。

本稿では各書の比較を通じてその位置づけを試みたが、結果として、本稿はその基礎作業に過ぎず、新たな史料の存在の可能性も含めて、今後も多く諸本との比較作業が必要であることがわかった。また今回は7名のみの比較であるため、さらに多くの事例の蓄積が必要となる。これらの作業による位置づけを通じ、各書の性格が明らかとなり、それにより記述内容の考察もさらに深まるのではないかと考えている。

【注】

- (1) 『桑名市史 本編』(桑名市教育委員会、1959年)。
- (2) 『松本市史 第二巻 歴史編Ⅱ近世』(松本市、1995年)。
- (3) 『玖珠郡史』(玖珠町、1965年)、『玖珠町史』(玖珠町、2001年)を確認した。
- (4) 『寛政重修諸家譜 第一』、281頁。
- (5) 『長島町誌 上・下』(長島町教育委員会、1976・1978年)を確認したが、忠章の記事は、ほぼ『寛政重修諸家譜』に拠

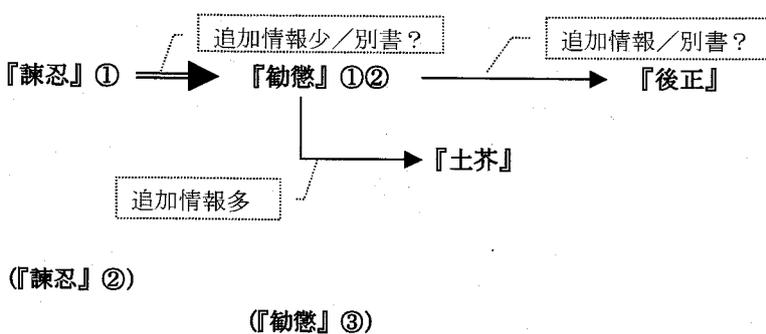
つていた。

- (6) 『寛政重修家譜 第一』、281頁。長谷川強校注『元禄世間咄風聞集』(岩波文庫、1994年)245～250頁。
- (7) 『寛政重修家譜』、『岩波日本史辞典』による。

【参考文献】

- ・『新訂 寛政重修諸家譜』(続群書類従完成会、1964～1967年)。
- ・『岩波日本史辞典』(岩波書店、1999年)。
- ・『藩史大事典』(雄山閣出版、1988～1990年)。

【図① 各書関係表】



【表①】『武家諫忍記』・『武家勸懲記』・『土芥寇讎記』・『諫懲後正』諸本比較表】

| 書名 | 巻・番号 | 大名名 | 文武 | 文 | 武 | 生得・行跡 | 政道・国家 | 筆者の評価 | 備考①(文中より) | 備考②(その他の資料より) |
|--------|------|----------------|----------------------|---|----|--|----------------|--|-----------|---------------------------|
| 武家諫忍記① | 6 | 松平越中守 (源)定重 | 武勇ヲ好ミ弓馬ノ道ヲ専ラタシナシ(和歌) | × | 男○ | 和歌ヲ翫詠・利根發明ナル事甚過タリ・美兒愛 | — | 悪(「利根發明過タルコトハ評不 及」・「文ノ道ノ不知時ハ必血氣ノ 勇將」・和歌→「武士ニハ無用ノ事 タリトイヘトモ偏ニ可捨義ニモ非 悪(「何ノ勇好ソテ無道」→「血氣 之將」・和歌批判→「何之益カアラ シ」)「国家ヲ政ノ却而邪魔ト成ヘ シ」)「無益ヲ己カ業トスルハ愚慮 ノ」(利根發明過タリ→難ズベキ事 カ・文武両道でなければ「必所行ニ 過不及」・和歌→「武士ハ無用」だ が「偏ニ可捨ニハ非ス」) 悪(利根發明過タリ→難ズベキ事 カ・文武両道でなければ「必所行ニ 過不及」・和歌→「武士ハ無用」だ が「偏ニ可捨ニハ非ス」) 善(和歌→「武士ニハ無用」だが 「偏ニ捨ヘキニ非ス」・「人主トシ テ文武両道ヲ兼用サル」→「過チ有 ヘシ」・「行跡過ツ事ナクソバ何ラ 以テ不可ナリトスヘキ、善レ有 | 「大公曰」 | 明曆 3(1657)10.2 遺領を継 |
| 武家諫忍記② | 6 | | 武勇ヲ好ミ弓馬ノ道ヲ専ラタシナシ(和歌) | × | 男○ | 和歌ヲ翫詠・利根發明ナル事甚過タリ・美兒ヲ愛 | — | 悪(「利根發明過タルコトハ評不 及」・「文ノ道ノ不知時ハ必血氣ノ 勇將」・和歌→「武士ニハ無用ノ事 タリトイヘトモ偏ニ可捨義ニモ非 悪(「何ノ勇好ソテ無道」→「血氣 之將」・和歌批判→「何之益カアラ シ」)「無益ヲ己カ業トスルハ愚慮 ノ」(利根發明過タリ→難ズベキ事 カ・文武両道でなければ「必所行ニ 過不及」・和歌→「武士ハ無用」だ が「偏ニ可捨ニハ非ス」) 悪(利根發明過タリ→難ズベキ事 カ・文武両道でなければ「必所行ニ 過不及」・和歌→「武士ハ無用」だ が「偏ニ可捨ニハ非ス」) 善(和歌→「武士ニハ無用」だが 「偏ニ捨ヘキニ非ス」・「人主トシ テ文武両道ヲ兼用サル」→「過チ有 ヘシ」・「行跡過ツ事ナクソバ何ラ 以テ不可ナリトスヘキ、善レ有 | 「大公曰」 | — |
| 武家勸懲記① | 8 | | 武勇ヲ好ミ弓馬ノ道ヲ専ラタシナシ(和歌) | × | 男○ | 和歌ヲ翫詠・利根發明甚タ過タリ・美小人ヲ愛 | — | 悪(血氣ノ暗將・政道の事例→「主 將ノ士ヲ愛ス道ニ背ケリ」) 悪(利根發明→「難ズベキ事敷」・ 和歌批判「何程和歌ノ善レ有」とも 行跡・政道不宜なら「世ノ唱へ嘲リ 眼前」・御側ノ勤→近年少々慎・家 臣への批判も) 悪(智勇ヲ兼タル人ト云トモ智仁勇 之徳ニ有ヘカカラス・家民ヲ貪ル事一 向前之謂ニタカヒナシ。能々可考 普(忠胤ノ行不学トコロヲサシテ不 可) | 「大公曰」 | 宝永 7(1710)・越 後高田へ移封 |
| 武家勸懲記② | 8 | | 武勇ヲ好ミ弓馬ノ道ヲ専ラタシナシ(和歌) | × | 男○ | 和歌ヲ翫詠・發明利根甚タ過タリ・生得短慮・美小人ヲ愛・酒狂ノ上ニテ少々不宜ノ行跡・美女或人酒ヲ好 | — | 悪(利根發明→「難ズベキ事敷」・ 和歌批判「何程和歌ノ善レ有」とも 行跡・政道不宜なら「世ノ唱へ嘲リ 眼前」・御側ノ勤→近年少々慎・家 臣への批判も) 悪(智勇ヲ兼タル人ト云トモ智仁勇 之徳ニ有ヘカカラス・家民ヲ貪ル事一 向前之謂ニタカヒナシ。能々可考 普(忠胤ノ行不学トコロヲサシテ不 可) | 「大公曰」 | — |
| 武家諫忍記① | 8 | (父)水野 忠胤 | 文ヲ不学 | × | — | 智勇有 | 民ノ貪リ家之 作法不宜 | 悪(「利根發明過タルコトハ評不 及」・「文ノ道ノ不知時ハ必血氣ノ 勇將」・和歌→「武士ニハ無用ノ事 タリトイヘトモ偏ニ可捨義ニモ非 悪(「何ノ勇好ソテ無道」→「血氣 之將」・和歌批判→「何之益カアラ シ」)「無益ヲ己カ業トスルハ愚慮 ノ」(利根發明過タリ→難ズベキ事 カ・文武両道でなければ「必所行ニ 過不及」・和歌→「武士ハ無用」だ が「偏ニ可捨ニハ非ス」) 悪(利根發明過タリ→難ズベキ事 カ・文武両道でなければ「必所行ニ 過不及」・和歌→「武士ハ無用」だ が「偏ニ可捨ニハ非ス」) 善(和歌→「武士ニハ無用」だが 「偏ニ捨ヘキニ非ス」・「人主トシ テ文武両道ヲ兼用サル」→「過チ有 ヘシ」・「行跡過ツ事ナクソバ何ラ 以テ不可ナリトスヘキ、善レ有 | 「大公曰」 | — |
| 武家諫忍記② | 8 | | 文不学 | × | — | 勇將・有智仁 | 民ヲ不貪隣有 | 悪(「利根發明過タルコトハ評不 及」・「文ノ道ノ不知時ハ必血氣ノ 勇將」・和歌→「武士ニハ無用ノ事 タリトイヘトモ偏ニ可捨義ニモ非 悪(「何ノ勇好ソテ無道」→「血氣 之將」・和歌批判→「何之益カアラ シ」)「無益ヲ己カ業トスルハ愚慮 ノ」(利根發明過タリ→難ズベキ事 カ・文武両道でなければ「必所行ニ 過不及」・和歌→「武士ハ無用」だ が「偏ニ可捨ニハ非ス」) 悪(利根發明過タリ→難ズベキ事 カ・文武両道でなければ「必所行ニ 過不及」・和歌→「武士ハ無用」だ が「偏ニ可捨ニハ非ス」) 善(和歌→「武士ニハ無用」だが 「偏ニ捨ヘキニ非ス」・「人主トシ テ文武両道ヲ兼用サル」→「過チ有 ヘシ」・「行跡過ツ事ナクソバ何ラ 以テ不可ナリトスヘキ、善レ有 | 「大公曰」 | — |
| 武家勸懲記① | 12 | | 文道ヲ不学、武法ヲ好 | × | 法○ | 勇氣在テ發明・短慮ニシテ怒 | — | 悪(文武不学→勇氣アリト云トモ是 智仁ノ勇ニアラズ、血氣ノ勇ト難ズ、 サレハコソ短慮ニシテ怒リヲ現ス) | 「大公曰」 | 寛文 8(1668)8.21 遺領を継 |
| 武家勸懲記② | 12 | | 文道ヲ不学、武法ヲ好 | × | 法○ | 勇氣在テ發明・短慮ニシテ怒 | — | 悪(文武不学→勇氣アリト云トモ是 智仁ノ勇ニアラズ、血氣ノ勇ト難ズ、 サレハコソ短慮ニシテ怒リヲ現ス) | 「大公曰」 | — |

【表①】『武家諫忍記』・『武家勸懲記』・『土芥寇讎記』・『諫懲後正』諸本比較表】

| 書名 | 巻号 | 大名名 | 文武 | 文 | 武 | 生得・行跡 | 政道・国家 | 筆者の評価 | 備考①(文中より) | 備考②(その他の資料より) |
|--------|-----|---------------|-------------------|---|-----|-------------------------------------|--|---|--------------------------|------------------------|
| 武家勸懲記③ | 12 | 水野隼人正 源忠直 | 文道ヲ不学、 武法ヲ好 | × | 法○ | 勇氣有テ発明・短慮ニシテ怒リヲ現スト云云 | — | 悪(文理ヲ不学→勇氣アリトモ是知仁ノ勇ニアラズ、血氣ノ勇ト難スヘシ、サレハコソ短慮ニシテ怒リヲ現 | | |
| 土芥寇讎記 | 58 | | 文武共ニ不好 学、武芸ヲ好シ | × | ※芸○ | 勇氣盛・才智發明・短慮ニシテ、怒リヲ現シ、仁愛ノ心ナク、人使ヒ強ク見ル | 法度モ備フ、 良隣ノ心ナキ 故ニ、家民共 ニ安堵ノ思ヒ ナシト沙汰リ | 悪(文理不学→勇氣アリトモ、是智仁ノ勇ニアラズ。血氣ノ勇將ト難ズベシ。去バコソ、短慮ニシテ怒リヲ現ス) | 祖父忠清「家民ヲ奪」・(論語)・武田勝頼・源義経 | |
| 諫懲後正 | 9 | | 文道ヲ不学武 法ヲ好シ | × | 法○ | 勇氣有テ生得發明・短慮ニシテ怒リヲ現スト云云 | — | 悪(文理不学→勇氣有ト云フトモ、是智仁勇ニ不非、血氣ノ勇將トテ難スヘシ、サレハコソ、短慮ニシテ怒リヲ現ス) | | |
| 武家諫忍記① | 14 | | 文武ノ美ヲ不 好 | × | × | 平生遊樂・衣食ノ美ヲ好・美女ヲ愛 | 邪曲ニシテ民ヲ貪ル | 悪(元来道ニ不達故・行跡私ニ人民ヲ憐ラモシラズ利欲ノタメニ貪ル事最テサマシ) | | 寛永17(1640)9.14 遺領を継 |
| 武家諫忍記② | 14 | | 文武ノ道ヲ不 好 | × | × | 平生遊樂・唯衣食之美ヲ好シ美女ヲ愛 | 邪曲ニシテ民ヲ貪ル | 悪(元来道ヲ不達故・行跡私有テ人民ヲ憐ラモ不知利欲之為ニ貪ル事誠テサマシ) | | |
| 武家勸懲記① | 26 | 小笠原土佐 守源貞信 | 文武ヲ不学 | × | × | 平生遊樂・只衣食ノ美ヲ云々 | — | 悪(元来道ニ不達故・改メラルベキモノナリ) | | |
| 武家勸懲記② | 26 | | 文武ヲ不学 | × | × | 平生遊樂・只衣食ノ美ヲ云々 | — | 悪(元来道ヲ不達故・改メラルベキモノ也) | | |
| 武家勸懲記③ | 26 | | 文武ヲ不学 | × | × | 平生遊樂・只衣食ノ美ヲ云々 | — | 悪(元来道ヲ不達→改メラルベキモノ也) | | |
| 土芥寇讎記 | 139 | | 文武不学 | × | × | 平生遊樂・唯衣食ノ美ヲ好・美童小兒ヲ愛シ戯レ・金銀ヲ弊・吾行跡ハ不故 | 家民ノ不義ヲ ハ咎メ稠シク 政道・辛ク沙 汰 | 悪(愚闇・吾ハ悪ニシテ家民ノ不善ヲハ咎メテ稠シク沙汰) | 文選・小学・陳選注・妙恵上人・北条泰時 | |
| 諫懲後正 | 21 | | 文武不学 | × | × | 平生遊樂・只衣食ノ美ヲ好・美童小兒ヲ愛セラルト云云 | — | 悪(元来道ヲ不学故・身心トモ慎ミ改メラルベキモノナリ) | | |
| 武家諫忍記① | 16 | | 馬ヲ好 | — | — | 生得スナヲ・寛淳・奸曲ナラザレドモ才智少シ・美女ヲ愛・遊樂見物ヲスケリ | — | — | | 慶安1(1596)6.14 遺領を継 |
| 武家諫忍記② | 16 | | — | — | — | 生得スナヲ・寛々・少無才ノ様ニ見ルト申人有・美女ヲ愛・遊樂好 | — | — | | |

【表①】『武家諫忍記』・『武家勸懲記』・『土芥寇讎記』・『諫懲後正』諸本比較表】

| 書名 | 巻・番号 | 大名名 | 文武 | 文 | 武 | 生得・行跡 | 政道・国家 | 筆者の評価 | 備考①(文中よ _り) | 備考②(その _の 資料よ _り) | |
|--------|------|----------------|-------------------|---|---|---|---|--|---|--|--|
| 武家勸懲記① | 32 | 市橋下総守 藤原政信 | — | — | — | 生得スナラ・奸曲ナシ・行跡悪儀ナラズ・少々美女ヲ愛シ或ハ舞楽ヲ好ミ見物ヲスクラ _ズ イエ共取テ偏愛ト云ニハア _ズ | — | — | 本文が「政長」 | | |
| 武家勸懲記② | 32 | | — | — | — | 生得スナラ・奸曲ナシ・行跡悪儀ナラズ・少々美女ヲ愛シ或ハ舞楽ヲ好ミ見物ヲスクラ _ズ イエ共取テ偏愛ト云ニハア _ズ | — | — | | | |
| 武家勸懲記③ | 32 | | — | — | — | 生得スナラ・奸曲ナシ・行跡悪義ナラズ・少々美女ヲ愛シ或ハ舞楽ヲ好ミ見物ヲスクラ _ズ イエトモ取テ偏愛ト云ニハア _ズ | — | — | | | |
| 土芥寇讎記 | 168 | | 武モ文モ沙汰ナシ(常ニ歌道ヲ断テ) | × | ※ | × | 生得淳直・少々美女ヲ好・或ハ舞楽ヲ好ムト云トモ、敢テ偏愛ト云ニハ非 _ズ | 政道ヲ嗜ム | 悪(武ナキ将ヲハ器欠ケタリ・美女愛ト舞楽好→偏愛ナシト云ハ苦シカ _ル マ _ジ) | ※和歌ヲ好トキハ、敢テ無学トハ云難シ。 | |
| 諫懲後正 | 24 | | 文武ヲ学ブノ沙汰ヲ不聞 | × | × | × | 生得淳直・奸曲ナシ・行跡悪儀アラズ・美女ヲ愛シ或ハ舞楽ヲ好ミ見物ヲスクラ _ズ ト云云 | — | 悪(文武ノ学ビナキ故ハ少々行跡寛東ナシ・美女愛ト舞楽好→所行宜シカルマ _ジ ・※此将偏愛ト云ニハ非 _ズ ト也) | | |
| 武家諫忍記① | 16 | 久留島信濃 守越智通精 | 文道ヲ不学武道ヲコノミ馬ヲスキ | × | ○ | 行跡悠 | (家民ノ仕置ヨシ) | — | — | 明曆1(1655)7.13遺領を継 | |
| 武家諫忍記② | 16 | | 文道ヲ不学武道ヲ専好 | × | ○ | 生得直ニシテ悠寛 | 家民ノ仕置等ヨシ | — | — | | |
| 武家勸懲記① | 34 | | 文道ヲ好・馬ヲスク | × | ○ | 行跡悠 | (家民之仕置ヨシ) | — | — | | |
| 武家勸懲記② | 34 | | 文道ヲ好・馬ヲスク | × | ○ | 行跡悠 | (家民之仕置ヨシ) | — | — | | |
| 武家勸懲記③ | 34 | | 文道ヲ好・馬ヲスク | × | ○ | 行跡悠 | (家民之仕置吉) | — | — | | |
| 土芥寇讎記 | 181 | 久留島信濃 守越智通精 | 文武ヲ不学、武芸ヲ好・馬ヲスキ | × | × | 奸佞之心有・行跡ニ悪行ハナシ・美女愛・遊楽好 | 油口ニテ家人ヲ証シ(家人之仕置不 _宜) | 悪(信ナキハ主将第一之疵也・美女ヘノ浪費批判→「少々家民ニ施サバ善ノ善将」) | 莊子 | | |

【表①】『武家諫忍記』『武家勳懲記』『土芥寇讎記』『諫懲後正』諸本比較表】

| 書名 | 巻・番号 | 大名名 | 文武 | 文 | 武 | 生得・行跡 | 政道・国家 | 筆者の評価 | 備考①(文中よ) | 備考②(その他の資料よ) |
|--------|------|-----------|------------------|---|----|------------------------------------|---------------------------|--|---------------------------------|-----------------------------------|
| 諫懲後正 | 26 | | 文道ヲ不学武道ヲ好・馬ヲスキ | × | ○ | 行跡悠・聊カ不義ノ行ヒナシ・社僧ヲ招キ語・折禱・遊樂ヲ好・手前不如意 | — | 悪カ(祈念祈禱を好む事ヲ批判・遊樂の爲の浪費批判)→「家士民間ヲ勤」・「万一公用重キ時ハ何ヲ以テ勤メラルヘシ」) | | 元禄13.9.29死去 |
| 武家諫忍記① | 18 | | — | — | — | 行跡寛淳・不奢・美少年ヲ愛 | 愛敬有テ民ヲ不食 | — | | |
| 武家諫忍記② | 18 | | — | — | — | 行跡寛々・直・不侈 | 愛敬有テ民ヲ不食 | — | | |
| 武家勳懲記① | 37 | (父) 松平良尚 | — | — | — | 心意悠然・行跡寛淳・不奢不忿・美小人ヲ愛 | 愛惠ヲ施・家民ヲ不食 | — | | |
| 武家勳懲記② | 37 | | — | — | — | 心意悠然・行跡寛淳・不奢不忿・美小人ヲ愛セリ | 愛惠ヲ施・聊カ家民ヲ不食 | — | | |
| 武家勳懲記③ | 37 | | — | — | — | 心意悠然・行跡寛淳・不奢不忿・美小人ヲ愛セリ | 愛惠ヲ施・聊カ家民ヲ不食 | — | | |
| 土芥寇讎記 | 206 | 松平佐渡守源忠充 | 文武之沙汰ナシ | × | × | 才智過ル程也・行義強・女色・美少人同様ヲ好ミ愛ス | 仕過・家人之過ヒ様・位高感・人使ヒ不直 | 悪(「不智分限」「奢」「不相慮」の振舞)→智ニ似タル愚將) | 父良尚:女色・美少人を愛すが心意悠然・行跡寛淳・人使ヨカリシ。 | 貞享2(1685)10.7封を襲 |
| 諫懲後正 | 26 | | 武法ヲ少々好 | — | 法△ | 生得淳然・發明ニハ非ス・甚美女ヲ愛ス | 家民ノ仕置等穩 | 悪(女色が特に批判・嫡男石見守忠章墊居の原因)→ツツヨキ事アリト云共センナキ事) | | 元禄15.8.21除封 |
| 武家諫忍記① | 17 | | 文道武略ヲマナヒ | ○ | 略○ | 礼儀ヲ正・行跡寛々・誠ニ誓レノ將 | 奢事ナク・家民ヲ愛シ或下ヲ敬礼法ヲ上ヲ敬礼法ヲ上ル | — | | |
| 武家諫忍記② | 17 | | 文武両道ヲ学 | ○ | ○ | 行跡柔和・徳實・憐愍・直・寛々・有威・誓ノ人 | 奢事ナク・家民ヲ憐 | — | | |
| 武家勳懲記① | 38 | (父) 加藤明友 | 文道武略ヲ学 | ○ | 略○ | 礼儀ヲ正・行跡寛々・謙讓ヲ守・誠ニ誓レ在將 | 奢事ナク・家民ヲ憐 | — | | |
| 武家勳懲記② | 38 | | 文道武略ヲ学 | ○ | 略○ | 礼儀ヲ正・行跡寛々・謙讓ヲ守・誠ニ誓レアル將 | 奢事ナク・家民ヲ憐 | — | | |
| 武家勳懲記③ | 38 | | 文道武略ヲ学 | ○ | 略○ | 礼儀ヲ正・行跡寛々・謙讓ヲ守・誠ニ誓レ有將 | 奢ル事ナク・家民ヲ憐 | — | | |
| 土芥寇讎記 | 214 | 加藤佐渡守藤原明英 | 文武ヲ学 | ○ | ○ | 礼儀ヲ正・行跡寛然・謙讓ヲ守・才智理辨・有誓將 | 奢フ事ナク・家民ヲ哀 | 良(良將) | 父明友「隠ナキ学者」 | 1(1684)2.12遺領を継・元禄2(1689)8.3~神社奉行 |
| 諫懲後正 | 19 | | 文道ヲ学ハルルノ沙汰ナク武法ヲ学 | × | 法○ | 行跡正・生得發明過タリ・所行少々不宜ト云云 | 家國ノ政道順 | 悪(文不学・所行不宜では「寺社職」・「天下ノ大役ニ坐シテハ只大下ノ大役」であることから厳しい評) | 祖父明成不義・父明友「善」 | 元禄3.10.21~若年寄 |